

公衆浴場業営業の 手引き



八戸市保健所衛生課

1. 公衆浴場について

公衆浴場とは

公衆浴場とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

公衆浴場の営業には、公衆浴場法に基づく許可が必要です。

公衆浴場の種類

公衆浴場は、その営業形態に応じて一般公衆浴場とその他公衆浴場に分類されます。

○ 一般公衆浴場

温泉等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設をいいます。

一般公衆浴場には、物価統制令による料金上限や適正配置の基準が適用されます。

○ その他公衆浴場

構造設備及び営業形態が一般公衆浴場と著しく異なる特別の事情がある公衆浴場で、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ① サウナ風呂 ※岩盤浴、赤外線ドームはこちらに該当します。
- ② 老人福祉センター（老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターをいう）に設置される老人のみを対象とした公衆浴場
- ③ スポーツ施設に設置される当該施設の利用者のみを対象とした公衆浴場
- ④ 工場、事業場が従業員の福利厚生のために設置する公衆浴場
- ⑤ 家族風呂 ※貸切風呂はこちらに該当します。
- ⑥ 露天風呂
- ⑦ 健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第2条第2号に規定する施設として同規程第3条第1項に規定する認定を受けた施設
- ⑧ 熱気、砂、おがくず等を使用する公衆浴場 ※よもぎ蒸しはこちらに該当します。
- ⑨ 相当規模の保養、娯楽、健康増進等のための施設を設置する公衆浴場等であって、市長が一般公衆浴場に該当しないと認めたもの

II. 営業許可の申請

①事前相談 → ②申請（書類の提出） → ③現地調査 → ④許可指令書の交付

① 事前相談

申請場所、構造設備についての図面等を持参の上、ご相談ください。

また、保健所以外に申請等が必要な場合もありますので、関係機関にご確認ください。

表 1. 主な関係機関

用務	担当部局	電話番号
建物の建築・用途	建築指導課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9438
消防設備等	消防本部予防課	0178-44-2133
下水道区域	下水道建設課（下水道事務所）	0178-44-8253
浄化槽の設置	環境保全課（八戸市庁別館6階）	0178-43-9107

② 申請手続き（営業開始日の2週間前を目安に）

申請書	公衆浴場営業許可申請書
手数料	22,000 円 ※窓口での現金払い
添付書類	一般・その他 公衆浴場共通
	一般公衆浴場のみ
	その他公衆浴場のみ

- 施設の配置図、平面図及び断面図（縮尺 200 分の 1 以上）
- 構造設備の仕様書
- 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し
- 最寄りの一般公衆浴場との距離実測図（測量士又は測量士補が作成したもの）
※最寄りの一般公衆浴場との距離は 290m 以上必要です。
- 営業形態の概要を記載した書類
※入浴料金、予約のみか、男性（女性）専用か、施術の流れ 等



申請書様式はここから
ダウンロードできます。



③ 現地調査

- ・公衆浴場の許可を受けるには、種類に応じた構造基準を満たさなければなりません。
 一般公衆浴場の場合：一般公衆浴場の構造基準(P.3)
 その他公衆浴場の場合：その他公衆浴場の構造基準(共通)(P.4)
 + その他公衆浴場の構造基準(種類毎)(P.4-6)
- ・施設が構造基準を満たしているか確認するため、職員が現地調査を行います。

<一般公衆浴場の構造基準>

区 分	内 容
出入口	(1) 出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入ることができない構造であること。 (2) 出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	(1) 開放窓（はえ、蚊等の侵入を防ぐための網戸等を備えた開放できる窓をいう。以下同じ。）又は換気設備を設けること。 (2) 入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 (3) 洗面設備を設けること。 (4) 洗面設備が水飲み場として兼用することができない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等の入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 (5) 浴室との仕切りの相当部分は、浴室内を容易に見通すことができる構造とすること。 (6) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 (7) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
浴 室	(1) 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 (2) 浴槽は、上縁の高さを洗い場の床面から 0.3 メートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造の浴槽又は常時水をあふれさせる状態で使用される浴槽については、この限りでない。 (3) 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (4) 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (5) 天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 (6) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 (7) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 (8) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
便 所	(1) 入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 (2) 開放窓又は換気設備を設けること。 (3) 流水式の手洗い設備を設けること。 (4) 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。 (5) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
附 帯 露天風呂	(1) 洗い場を設けないこと。 (2) 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附 帯 サウナ室	(1) 適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること (2) 床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるように排水口を設けること。 (3) 入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 (4) 室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 (5) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。
屋外排水 設 備	排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止することができる構造とすること。

<その他公衆浴場の構造基準（共通）>

区 分	内 容
出入口	(1)出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入ることができない構造であること。 (2)出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	(1)洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 (2)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、家族風呂にあっては、この限りでない。 (3)開放窓（はえ、蚊等の侵入を防ぐための網戸等を備えた開放できる窓をいう。以下同じ。）又は換気設備を設けること。 (4)入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 洗面設備が水飲み場として兼用することができない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等の入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 (5)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
便 所	① 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、家族風呂の客室ごとに便所を設ける場合にあっては、この限りでない。 ② 入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ③ 開放窓又は換気設備を設けること。 ④ 流水式の手洗い設備を設けること。 ⑤ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。
屋外排水設備	排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止することができる構造とすること。

<その他公衆浴場の構造基準（種類毎）>

①サウナ風呂

区 分	内 容
サウナ室	(1)適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 (2)床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 (3)入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 (4)室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 (5)室内は、清掃のしやすい構造とすること。
洗い場	(1)開放窓又は換気設備を設けること。 (2)床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (3)床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (4)室内は、清掃のしやすい構造とすること。 (5)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。 (6)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。

②老人福祉センター ③スポーツ施設 ④福利厚生施設 ⑤家族風呂

区 分	内 容
浴室	(1)浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとする。こと。 (2)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とする。こと。ただし、家族風呂にあっては、この限りでない。 (3)換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 (4)床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (5)床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (6)天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 (7)室内は、清掃のしやすい構造とする。こと。 (8)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とする。こと。

⑥露天風呂

区 分	内 容
浴 槽	浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とする。こと。
洗い場	(1)屋内に設けること。 (2)開放窓又は換気設備を設けること。 (3)床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (4)床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (5)室内は、清掃のしやすい構造とする。こと。 (6)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とする。こと。 (7)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とする。こと。

⑦健康増進を目的とする施設（クアハウス等）

区 分	内 容
浴室 (洗い場を設ける浴室を除く)	(1)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とする。こと。ただし、水着を着用して入浴する浴室は、この限りでない。 (2)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とする。こと。ただし、水着を着用して入浴する浴室は、この限りでない。 (3)浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とする。こと。 (4)換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 (5)床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (6)床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (7)室内は、清掃のしやすい構造とする。こと。
洗い場	(1)開放窓又は換気設備を設けること。 (2)床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (3)床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (4)室内は、清掃のしやすい構造とする。こと。 (5)男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とする。こと。 (6)公衆浴場の外部から見通すことができない構造とする。こと。

⑧砂、おがくず等を使用する公衆浴場

区 分	内 容
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ① 開放窓又は換気設備を設けること。 ② 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ③ 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ④ 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ⑤ 男性用及び女性用に区別し、相互に見通すことができない構造とすること。 ⑥ 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。

附帯設備 ※付帯設備として、以下の設備を設ける場合の基準

区 分	内 容
洗い場に設置する 附帯浴槽	浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとする。
附 帯 露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> (1) 洗い場を設けないこと。 (2) 浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附 帯 サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること (2) 床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるように排水口を設けること。 (3) 入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 (4) 室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 (5) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 (6) サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
附 帯 家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> (1) 換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 (2) 床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 (3) 床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 (4) 天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 (5) 室内は、清掃のしやすい構造とすること。 (6) 公衆浴場の外部から見通すことができない構造とすること。 (7) 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。 (8) 浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しない構造又は常時水をあふれさせる状態で使用されるものとする。
砂、おがくず等を使用する 附帯入浴設備	砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済み若しくは洗浄済みのものと交換すること。

Ⅲ. 届出手続きについて

①変更届

届出が必要なとき	<ul style="list-style-type: none"> 施設の名称を変更したとき 営業者の氏名、住所（法人の場合、名称、所在地、代表者）を変更したとき 施設の構造設備を変更したとき
届出書	公衆浴場営業許可申請書（公衆浴場営業承継届出書）記載事項変更届出書
提出期限	変更後 10 日以内
添付書類	変更した内容がわかる書類 （構造設備の変更の場合：変更後の施設図面）

※同一性が認められないような大幅な変更がある場合には、新規の許可が必要になる場合があります。

※施設の構造設備、営業者に変更がある場合は事前に保健所にご相談ください。

②停止（廃止）届

届出が必要なとき	営業の全部（または一部）を停止（または廃止）したとき
届出書	公衆浴場営業停止（廃止）届出書
提出期限	停止（または廃止）後 10 日以内
添付書類	営業の一部を停止（廃止）したときは、停止（廃止）後の構造設備がわかる平面図 例：平面図に停止（廃止）部分を朱書きしたもの

③承継届

届出が必要なとき	①事業譲渡、②相続、③法人の合併、④法人の分割のいずれかにより公衆浴場の営業を承継したとき
届出書	公衆浴場営業承継届出書
提出期限	承継後遅滞なく
添付書類	① 事業譲渡の場合 <ul style="list-style-type: none"> 営業の譲渡が行われたことを証する書類（事業譲渡契約書の写しなど） 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄付行為の写し
	② 相続の場合 <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係がわかるもの） 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

【提出先】

八戸市保健所衛生課 生活衛生グループ
〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号
メール：eisei@city.hachinohe.aomori.jp

※変更届、廃止届、承継届は、メール又は郵送でも受け付けしています。

各様式等はこちらから
ダウンロードできます



【添付書類の留意事項】

- ・戸籍謄本は、発行後6か月以内のものを添付してください。
- ・法人の登記事項証明書は、国のシステムから取得するため、添付不要です。

IV. 営業開始してから必要なこと

○衛生管理の基準

<一般公衆浴場の衛生管理>

- ① 浴槽水、その原水及び上がり用水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- ② 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
- ③ 入浴者が利用する給水栓の水が飲用に適するかどうかを入浴者が見やすい場所に表示すること。
- ④ 脱衣室及び浴室は、脱衣及び入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- ⑤ 入浴者が利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- ⑥ 出入口、脱衣室、浴室（浴槽を除く。）、便所、廊下、洗いおけ、腰掛け等は、1日に1回以上清掃し、又は洗浄するとともに、適宜消毒を行うこと。
- ⑦ 入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは、未使用のもの又は消毒済みのものを用いること。
- ⑧ 入浴者に貸与するかみそりは、未使用のものを用いること。
- ⑨ 浴室に使用済みのかみそりを廃棄するための容器を備えるとともに、使用済みのかみそりが放置されたままにしないこと。
- ⑩ ねずみ、衛生害虫等の防除措置を十分に行うこと。
- ⑪ 従業者には、常に清潔な衣服を着用させること。
- ⑫ 入浴者の衛生及び風紀に係る責任者を置き、随時巡回させること。
- ⑬ 7歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長がその利用形態から風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。
- ⑭ 附帯サウナ室にあっては、入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。

<その他公衆浴場の衛生管理（共通）>

- ① 上がり用水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- ② 入浴者が利用する給水栓の水が飲用に適するかどうかを入浴者見やすい場所に表示すること。
- ③ 脱衣室は、脱衣に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- ④ 入浴者が利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- ⑤ 出入口、脱衣室、浴室（浴槽を除く。）、便所、廊下、洗いおけ、腰掛け等は、一日に一回以上清掃し、又は洗浄するとともに、適宜消毒を行うこと。
- ⑥ 入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは、未使用のもの又は消毒済みのものを用いること。
- ⑦ 入浴者に貸与するかみそりは、未使用のものを用いること。
- ⑧ 浴室等入浴者が利用しやすい場所に使用済のかみそりを廃棄するための容器を備えるとともに使用済のかみそりが放置されたままにしないこと。
- ⑨ ねずみ、衛生害虫等の防除措置を十分に行うこと。
- ⑩ 従業者には、常に清潔な衣服を着用させること。
- ⑪ 男女を混浴させないこと。ただし、7歳未満の者並びに家族風呂及び水着を着用して入浴する公衆浴場（健康増進施設認定規定に規定する施設）にあっては、この限りでない。

<その他公衆浴場の衛生管理（種類毎）>

①サウナ風呂



- (1) 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- (2) サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。

②老人福祉センター ③スポーツ施設 ④福利厚生施設 ⑤家族風呂

- (1) 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- (2) 浴室は、入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- (3) 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。

⑥露天風呂

- (1) 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
- (2) 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。
- (3) 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。

⑦健康増進を目的とする施設（クアハウス等）

- (1) 浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
- (2) 浴槽水及びその原水は、規則で定める水質基準に適合したものとすること。
- (3) 浴室は、入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

⑧砂、おがくず等を使用する公衆浴場

- (1) 砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済み若しくは洗浄済みのものと交換すること。
- (2) 洗い場は、適当な温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

○水質管理の基準(一般・その他共通)

浴槽水、浴槽水の原水、上がり用水（洗い場の給水栓やシャワーから供給する水）は、以下の基準に適合したものでなければなりません。

区 分	水 質 基 準
浴 槽 水	<ul style="list-style-type: none"> (1) 濁度は、5度を超えないこと。 (2) 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により市長が有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが適当でないとき、(1)に適合したものであること。 (ア) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は、1リットルにつき8ミリグラムを超えないこと。 (イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。 (3) 大腸菌は、一ミリリットルにつきコロニー形成単位以下であること (4) レジオネラ属菌が検出されないこと。
浴 槽 水 の 原 水 及 び 上 が り 用 水	<ul style="list-style-type: none"> (1) 色度は、5度を超えないこと。 (2) 濁度は、2度を超えないこと。 (3) pH値は、5.8以上8.6以下であること。 (3) 次のいずれかに適合したものであること。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により市長が有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが適当でないとき、(1)に適合したものであること。 (ア) 有機物（全有機炭素（TOC）の量）は、1リットルにつき3ミリグラムを超えないこと。 (イ) 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき10ミリグラムを超えないこと。 (4) 大腸菌は、検出されないこと。 (5) レジオネラ属菌が検出されないこと。

※温泉等を使用する場合

第1号ア及びイ並びに第2号アからエまでに定める水質基準の全部又は一部により難く、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと市長が認めるときは、当該基準によらないことができる。

レジオネラ症対策について

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌が原因で発生する感染症であり、症状は発熱・肺炎などで、高齢者など抵抗力が弱い人は重症化するリスクが高い感染症です。

レジオネラ症を防ぐためには、設備を適切に維持管理し、レジオネラ属菌を「発生させない」、「増やさない」、「吸い込まない」ことが重要となります。

レジオネラ症の発生予防対策の詳細は、以下をご覧ください。



○レジオネラ症の発生予防対策についての詳細は、市ホームページに掲載しております
「事業者のためのレジオネラ症予防対策の手引き」を掲載しています。
<市ホームページ（レジオネラ症の発生予防について）>
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>



八戸市 HP

【参考】浴槽水（飲用水）に温泉を利用する場合に必要な手続き

○温泉法について

温泉法は、温泉によってもたらされる公共の福祉を確保するため、「温泉の保護」、「温泉の採取等に伴う発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」及び「温泉の利用の適正」を図ることを目的とし、必要となる許可等について定めています。

○温泉に関する各種許可について

①温泉を掘削・増掘しようとする者、②温泉を採取しようとする者は青森県知事の許可を、③温泉を公共の浴用や飲用に利用しようとする者は保健所長の許可を受ける必要があります。

必要となる許可		問い合わせ先
①	温泉の掘削・増掘	青森県庁 自然保護課 自然公園グループ TEL：017-722-1111（内線番号 6509） FAX：017-734-8072
②	温泉の採取	
③	温泉の利用	八戸市保健所 衛生課 生活衛生グループ TEL：0178-38-0719 FAX：0178-38-0737

・温泉の利用許可申請について [申請手数料 1件につき 35,000円]

温泉の利用許可は、温泉の使用権に係る許可ではなく、温泉の成分が利用に当たって衛生上有害でないかを審査し、公共の利用に供することを許可するものです。したがって、温泉の使用の方法や場所ごとに審査しますので、浴用にあつては浴室毎・泉源毎、飲用にあつては飲泉する場所毎、泉源毎の申請が必要です。

（例：男性浴室と男性露天風呂、女性浴室と女性露天風呂に温泉を利用する場合…4件の申請）

○温泉成分の再分析（10年ごと）

温泉を利用している場合、10年以内に温泉成分の再分析を実施し、その分析結果を掲示した後、保健所へ届け出る必要があります。

【問合せ先】 〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号

八戸市 こども健康部 保健所 衛生課 生活衛生グループ

電話：0178-38-0719（直通） FAX：0178-38-0737

E-mail：eisei@city.hachinohe.aomori.jp

〔第2版 令和8年4月発行〕